○経済産業省告示第二百五十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十二月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
京都府電気工事工業協同組合	京都市南区東九条南河辺町３番地	平成二十五年十一月二十六日

経済産業省
○国土交通省告示第百九十八号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年十一月六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ２－126	ＴＣＭ　ＷＤＲ－Ｆ　169	４ＨＫ１ＸＤＭＡ	ユニキャリア株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番７号
ＮＶ２－127	ＴＣＭ　ＷＤＲ－Ｆ　170	〃	〃	〃
ＮＶ２－128	ＴＣＭ　ＷＤＲ－Ｆ　171	〃	〃	〃

経済産業省
○国土交通省告示第百九十九号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年十一月八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
ＮＶ２－129	コベルコ　ＷＤＲ－ＹＢ07／ＬＡ07	Ｊ05Ｅ－ＴＪ	コベルコ建機株式会社	広島県広島市佐伯区五日市港二丁目２番１号

経済産業省
○国土交通省告示第二百号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２－74	中山鉄工所　ＮＥ　300Ｊ	株式会社中山鉄工所	佐賀県武雄市朝日町大字甘久2246番地１

○国土交通省告示第二百一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２－75	キャタピラー　259Ｄ－ＬＶＥ	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

経済産業省
○国土交通省告示第二百一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十五年十一月二十五日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ２－Ｖ　177	ウオタニ　ＫＬＧ－8500	魚谷鉄工株式会社	奈良県五條市大飼町35番地
ＮＳ２－Ｖ　178	ウオタニ　ＡＫ－５	〃	〃

経済産業省
○国土交通省告示第二百三号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第一号）第十九条第十三項の規定に基づき、宇部興産機械株式会社から、承認事業者の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第十八項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月十九日

経済産業省
環境省

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

1．変更する承認事業者の名称

旧　宇部興産機械株式会社
新　宇部テクノエンジ株式会社

2．変更年月日

平成25年10月１日